

■ 誘導施設

誘導施設は、日常生活利便性の維持・向上のため、「都市機能誘導区域内」に設定する施設で、新しく立地を誘導する施設だけでなく、将来において「都市機能誘導区域外」に転出してしまうおそれがある既存の施設についても設定しています。

本市では、下記の6つの施設を誘導施設としています。

①商業施設

大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積が1,000m²以上の商業施設

②地域子育て支援拠点施設

市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持つ施設（児童福祉法第6条の3第6項に定める子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う施設）

③総合福祉拠点施設

高齢者・障がい者・母子及び児童福祉の複合的な拠点となり、市全域の市民を対象とした福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持つ施設

④通所系介護福祉施設

高齢者が通所により日々の介護等のサービスを受けることができる機能を持つ施設（老人福祉法第5条の2第3項に定める通所可能な介護福祉施設）

⑤サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条で定めるサービス付き高齢者向け住宅

⑥大規模病院等

次のいずれにも該当する施設

- ・病床数100床以上の病院（医療法第1条の5第1項に定める病院）
- ・医療・保健・福祉等の複合的な機能を有する施設